

議案第 83 号

桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

桐生市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市手数料条例の一部を改正する条例

桐生市手数料条例(平成12年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表第1の5の項及び6の項中「1件」を「証明事項1件」に改め、同表7の項中「及び」の次に「同法」を加える。

別表第3の3の項中「(平成12年自治省令第5号)」を削る。

別表第4の2の項を次のように改める。

2 租税公課に関する証明(土地、建物に 関する証明を除く。)	1件につき 350円 1人1税目1年度をもって1件とする。
-----------------------------------	----------------------------------

別表第4中18の項を19の項とし、8の項から17の項までを1項ずつ繰り下げ、同表7の項中「若しくは」を「又は」に改め、同項を同表8の項とし、同表中6の項を7の項とし、5の項を次のように改める。

5 地籍図の交付	1枚につき 150円
----------	------------

別表第4中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

3 土地、建物に関する証明	1所有者1年度につき 1枚350円(1枚 増すごとに100円を加算する。)
---------------	--

別表第4備考中「16の項」を「17の項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の桐生市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、同日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

議 案 説 明

議案第 83 号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

条例別表第 4 に定める固定資産評価証明書等の土地、建物に関する証明手数料について、所要の改正を行おうとするものです。